

統計の利用方法の見直し

平成29年9月22日

現行の清算基準について

現行の清算基準



【参考1】 制度導入時(H9)は、H6商業統計、H6サービス業基本調査を使用

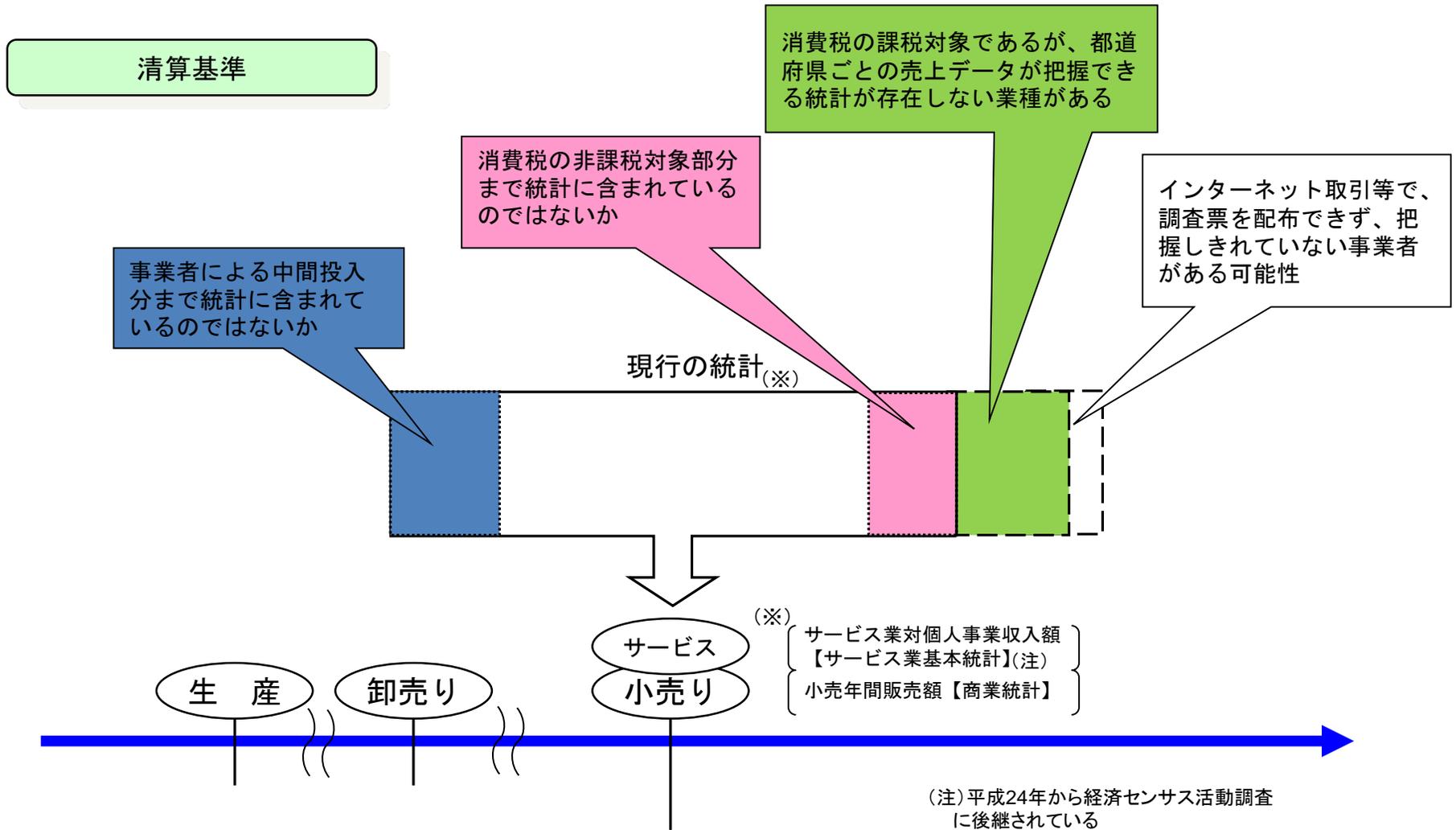
【参考2】 H27年度改正からH24経済センサス活動調査、H29年度改正からH26商業統計を使用

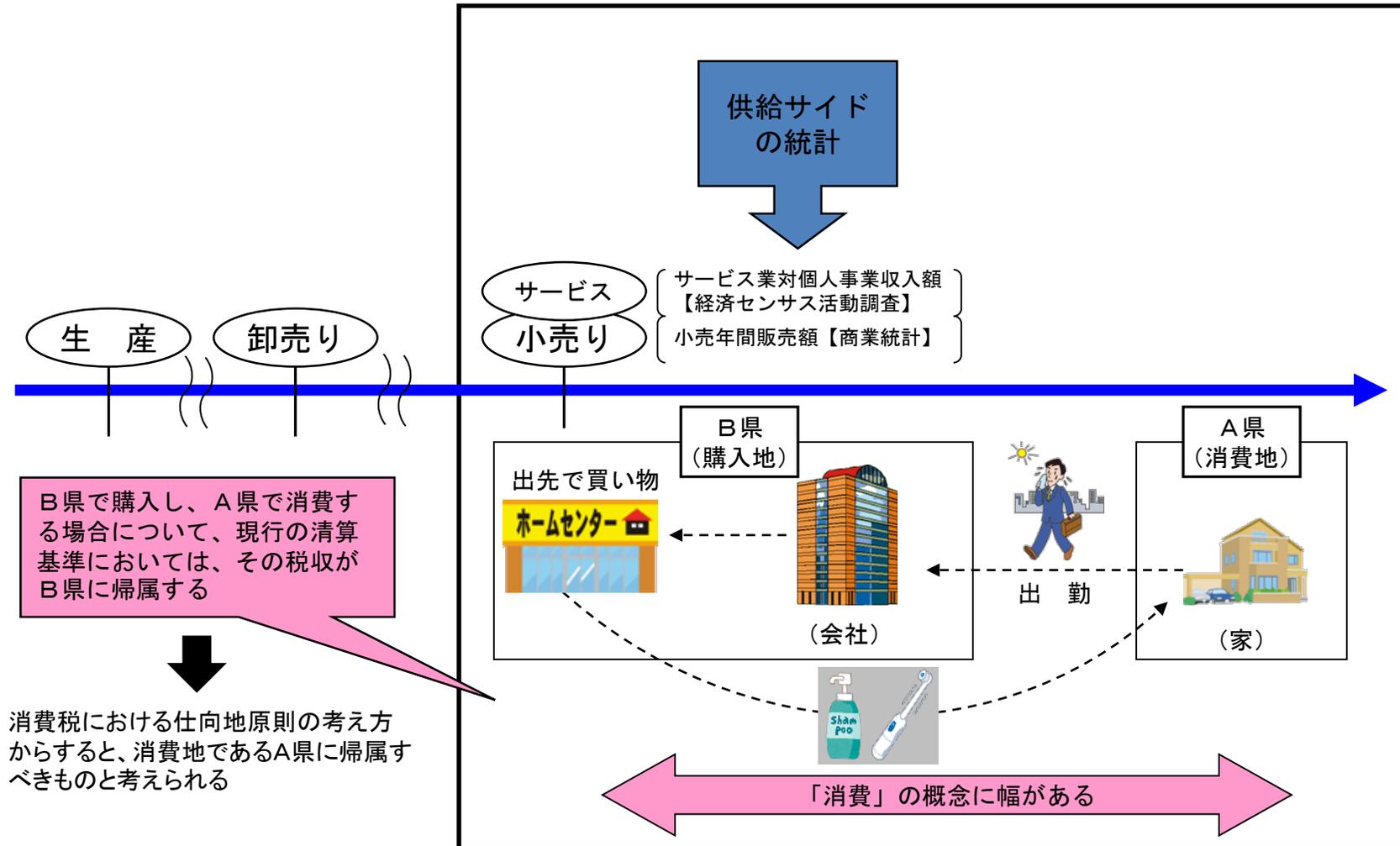
過去の研究会における問題意識について

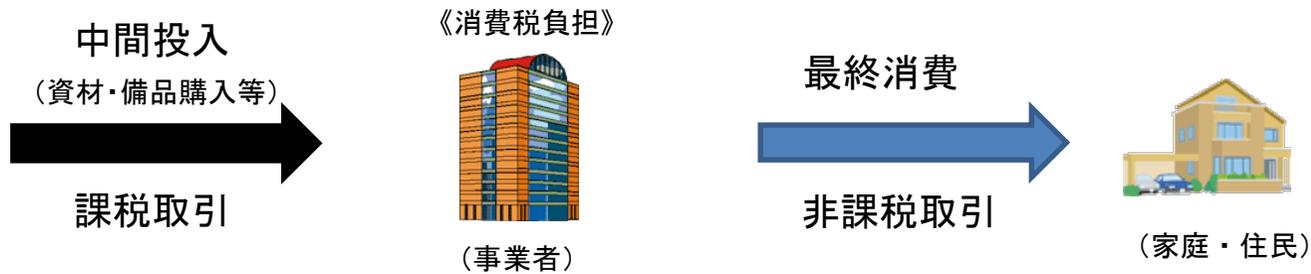
- 清算基準に用いられている統計には、統計の性格上一定の限界があることから、統計から算出される「消費に相当する額」と「最終消費額」とは必ずしも一致していない部分があるのではないか
 - ・ 消費税の課税対象であり最終消費となる一方で、都道府県ごとの売上データが把握できる統計が存在しない業種がある
 - ・ 消費税が非課税とされる業種がある
 - ・ 事業者が中間投入として購入したケースが統計に含まれている可能性

- 商品について、「購入地」と実際に商品を使用（消費）した場所が異なる場合に、仕向地原則に基づき
 税収の帰属先となる最終消費地をどのように把握すべきか

- 政府部門等は負担した消費税を他に転嫁できない立場にあるが、そのような形で消費税を負担している
 ケースについてどのように考えるか





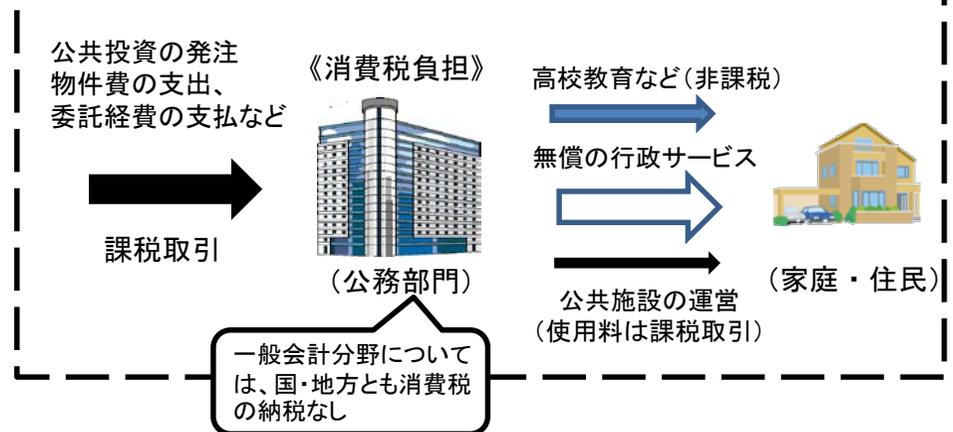


非課税取引に対応する中間投入分の消費税を仕入税額控除できず、消費税を負担する立場となる

税負担の関係では、最終消費者的立場か

その中間投入額の都道府県分布を清算のベースとなる消費額に含めるべきではないか

公務部門についても同様な



これまでの統計の利用方法の見直しについて

サービス統計における飲食サービスの追加について

H16サービス業基本調査において、新たに飲食サービスが調査対象となり、さらに、現在採用しているH24経済センサス活動調査において、サンプル調査から全数調査となっている。

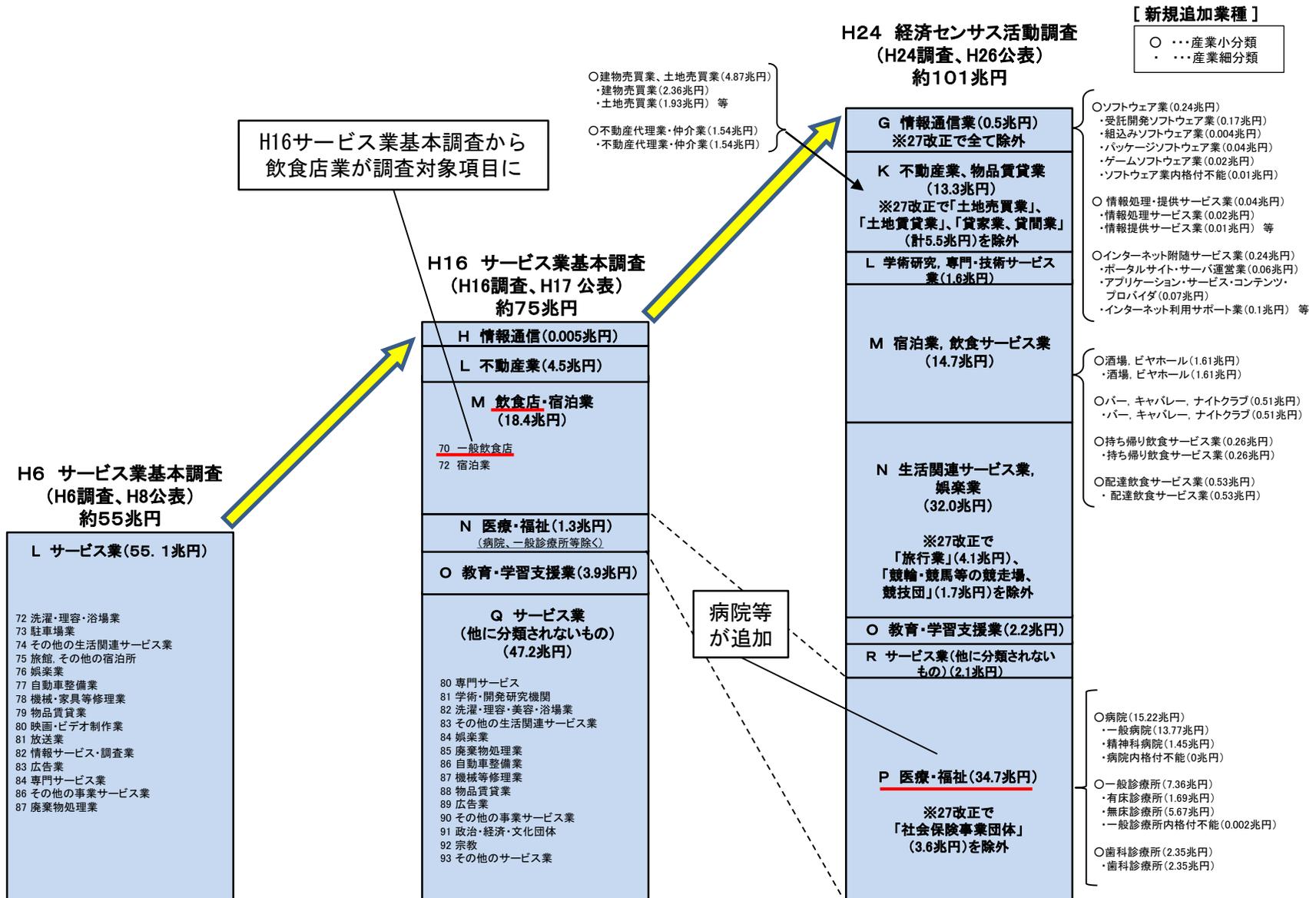
H27年度改正における見直し①（医療・福祉の追加）

医療・福祉について、H27年度改正から導入したH24経済センサス活動調査では、新たに病院、一般診療所等が対象となり、規模としても34.7兆円（H16サービス業基本調査では1.3兆円）と大幅に拡大した。

これらについては、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が相当程度あると考えられることから、全額（31.1兆円^(※)）を清算基準として用いることとした。

※ ただし、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないと考えられる「社会保険事業団体」（3.6兆円）については除外することとした。

サービス業に係る統計調査対象の拡大



(地方消費税創設当時)

(現在)

H27年度改正における見直し②（不動産業の除外）

非課税取引を行う業種のうち、消費者の購入時の最終価格に、仕入れ段階の地方消費税の中間投入額が比較的反映されていないと考えられる「土地売買業」(1.9兆円)、「土地賃貸業」(0.05兆円)、「貸家業・貸間業」(3.5兆円)を除外することとした。

H27年度改正における見直し③（情報通信業等の除外）

「情報通信業」(0.5兆円)、「旅行業」(4.1兆円)、「競輪・競馬等の競走場、競技団」(1.7兆円)については、以下の理由により除外することとした。

- 情報通信業…インターネットで音楽や映像等を配信する業種などが含まれており、それらは事業所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 旅行業…インターネット販売の割合が増加しており、それらが事業所の所在地で計上されていると考えられるため。
- 競輪・競馬等の競走場、競技団…売上げの大半は不課税の取引であり、かつ、それらが事業所の所在地で計上されていると考えられるため。

H29年度改正における見直し（通販等の除外）

平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新に際して、「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」(計5.7兆円)については、消費者の最終消費地とは異なる事業者の所在地で計上されていると考えられることから除外することとした。

今回の見直しについて

当研究会における主な意見（統計の利用方法の見直しについて）

- インバウンドの消費の調整や都市部で買い物した周辺の県の消費をどう反映するかといった越境の消費の調整、また、インターネット販売のように、都道府県に分けられないものの配分をどう取り扱うかということが課題ではないか。
- 大都市周辺の人々の越境消費の帰属やインターネット販売の増加などの問題がある中、清算の基準をどうするかは大変なことだが、税の問題なので、しっかりしたデータに基づいて清算せざるを得ないと思う。
- 統計カバー率、代替指標（人口や従業者数）のあり方について、サービス業基本調査からセンサスへの切り替えで詳細に把握できるようになった分野（不動産等）について、実際の消費とのずれが生じているものがあれば、どのように扱うのかも検討課題。
- 非課税取引の除外についても、現状、上手く措置できていないものがあれば、それを対応していくということになるのではないか。

統計の利用方法の見直し（視点）

1. 地方消費税の課税対象でありながら、清算基準に用いられていない「最終消費を表すデータ」が活用できるかどうか
2. 清算基準に用いられている統計のうち、最終消費を表すものとして使用することが適当でないと考えられるものがないかどうか
（例）最終消費地と統計の計上地とのズレ、非課税取引

現在の統計データの捕捉状況について

(単位:兆円)

		A	B	C	D	E	F	G		H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q		R	S		
	日本産業分類	農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業	情報サービス業、インターネットサービス業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	学校教育	その他の教育、学習支援業	医療、福祉	郵便局	協同組合	政治・経済・文化団体、宗教	左以外のサービス業	公務
センサス活動調査	売上規模 (個人以外も含む)	3.1	0.5	0.4	75.6	300	21.7	46.6		51.5	479	114	32.9	24.7	17.8	35.8	10.2	2.7	58.6	4.46		6.1	27	—
	対個人事業 収入額 【現行】								○ (※)		○		○	○	○	○		○	○				○	

↑
 現行の清算基準においては
 商業統計のデータを使用

- 現在清算基準で使用しているもの
- 対個人事業収入額が未把握のもの
- (※) H27年度改正により除外

6 経済センサス導入後における清算基準の考え方について

(1) 統計対象ではあるが、都道府県別の数値が把握できない業種の考え方

イ 信頼できる他のデータが存在する業種の最終消費の帰属の考え方

前述のとおり、経済センサスにおいては、情報通信業、運輸業、金融業及び電気・ガス・水道業等の業種については、都道府県別の数値が把握できない。

これらの業種の売上高を、例えば全て本店所在都道府県に帰属させることとした場合、統計の結果が実際の消費行動と異なる結果となるばかりか、その額を清算基準にそのまま使用するとすれば、本社が所在する東京都や大阪府当のごく一部の都道府県に大きく税収が偏ることとなり、極めていびつな清算となってしまうことは容易に予想されることである。

都道府県別の数値が経済センサスで把握できない業種のうち、電気・ガス・水道業については、各業界団体や所管省庁が編集・作成している統計が存在している。現行の清算基準に使用する統計は、統計の継続性、データの信頼性等の観点から基幹統計のみを用いることとしているものであるが、各業界団体や所管省庁が作成するこうした統計は、継続的に作成することが見込まれ、信頼性の点においても、基幹統計と遜色がないと考えられることから、清算基準として使用することも検討に値するものと思われる。

指定統計以外のデータの検討

業 種	業界団体や所管省庁の統計
D 建設業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築着工統計調査（国土交通省）：都道府県別・建築主別の建築工事費予定額などのデータ 【課題】 予定額であり実績が不明、対個人のデータが不明
F 電気業等 (電気・ガス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県別エネルギー消費統計（経済産業省資源エネルギー庁）：都道府県別の対家庭部門の電力消費量などのデータ 【課題】 消費量は把握できるが、売上金額が不明
G 情報通信業	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTやNHKの公表統計：都道府県別の契約数のデータ 【課題】 契約数は把握できるが、売上金額が不明
S 公務 (課税仕入れ(中間投入))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市町村別決算状況調（総務省）：都道府県別の歳出額のデータ 【課題】 都道府県別の課税仕入れ（中間投入）額が不明

【出典】国土交通省等の資料に基づき総務省自治税務局作成

- これらのデータにより、清算基準で必要となる都道府県別の対個人事業収入額等を把握しようとすると、一定の推計が必要となる点に留意
- 統計カバー外の代替指標の検討に際して、参考となるか

最終消費地と統計計上地とのズレについて

『地方消費税の清算基準に関する研究会報告書』（平成20年4月）《抜粋》

4 研究会における問題意識と検討の視点

(2) 『最終消費地』概念の整理と清算基準に用いる統計との関係の検証

<問題意識・検討の視点>

地方消費税において税収の帰属地は『最終消費地』とされているが、その『最終消費地』とは商品等の『購入地』を意味するものと考えらるべきであろうか。(中略)『購入地』と実際に商品等を使用(消費)した場所が異なる場合に、税収の帰属先としての『最終消費地』をどのように考えるべきか、すなわち消費の概念には幅があるのではないかという視点からの検討を行う。

(中略)このように(『購入地』と『消費地』の)ズレが生じることが観察できた。もとより需要サイドの統計を用いて清算を行うことは現在の我が国においては不可能であることから、諸条件を満たした所与の統計を用いて行っている現在の清算基準には一定の合理性があることは当然であるが、清算基準のあり方について検討を行う際には、このようなズレがあることを認識する必要がある。

5 まとめ

(2) 清算基準の見直しの方向性

エ 供給サイドの統計の利用

本来税収を帰属させるべき『最終消費地』は『購入地』ではなく実際に使用(消費)した『居住地』であるといえる。また、現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費を把握する需要サイドの数値との間にはズレがあることが観察された。

(中略)現在の統計のうち、サービスについては、『最終消費地』=『購入地』と見なせるものの、小売については、『最終消費地』=『居住地』であると見なせる

最終消費地と統計計上地とのズレについて

『地方消費税の充実に向けた諸課題に関する研究会報告書』（平成22年1月）《抜粋》

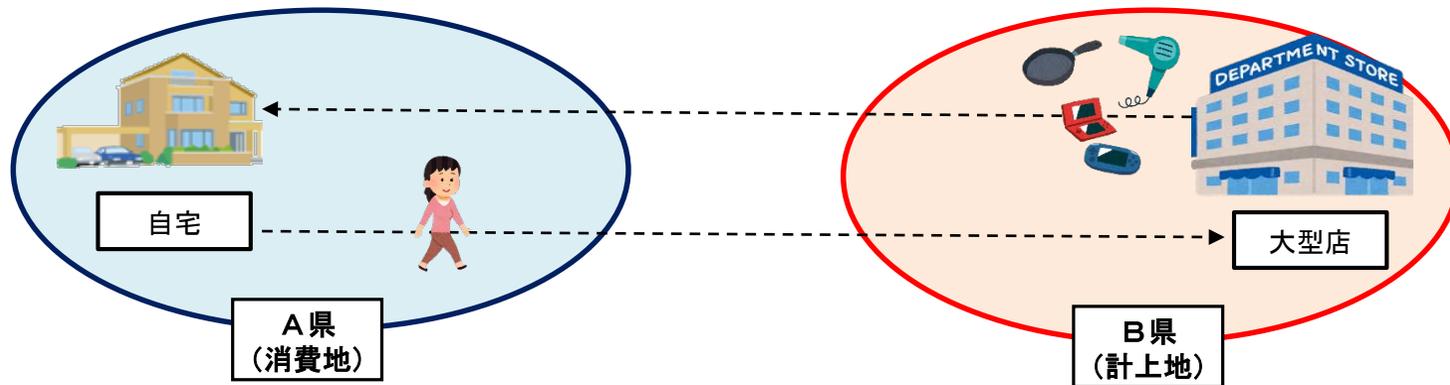
7 小売業に関する検討課題について

(1) 小売年間販売額の昼夜間人口比率による補正の考え方

(中略)① 通常の買い物による移動は地域ブロック内で行われる(例:埼玉県から東京都に買い物に行くことはあっても、愛知県まで行くことはない。)と考えられることを前提とすれば、地域ブロックごとの人口1人当たりの小売年間販売額はほぼ一定であること等を考えると、人口1人当たりの小売年間販売額は全国でほぼ一定と考えることができること、②この「商圈人口」を測る他の利用可能な指標が存在しないこと、から、『購入地』の購入額を昼間人口で代替することには一定の合理性があると考えることができる。

最終消費地と統計計上地が異なるケース

消費税における仕向地原則の考え方からすると、税収は消費地であるA県に帰属すべきものと考えられるが、下図のような場合、統計上の消費額はB県に計上されており、最終消費地と統計計上地との間にズレが生じている。

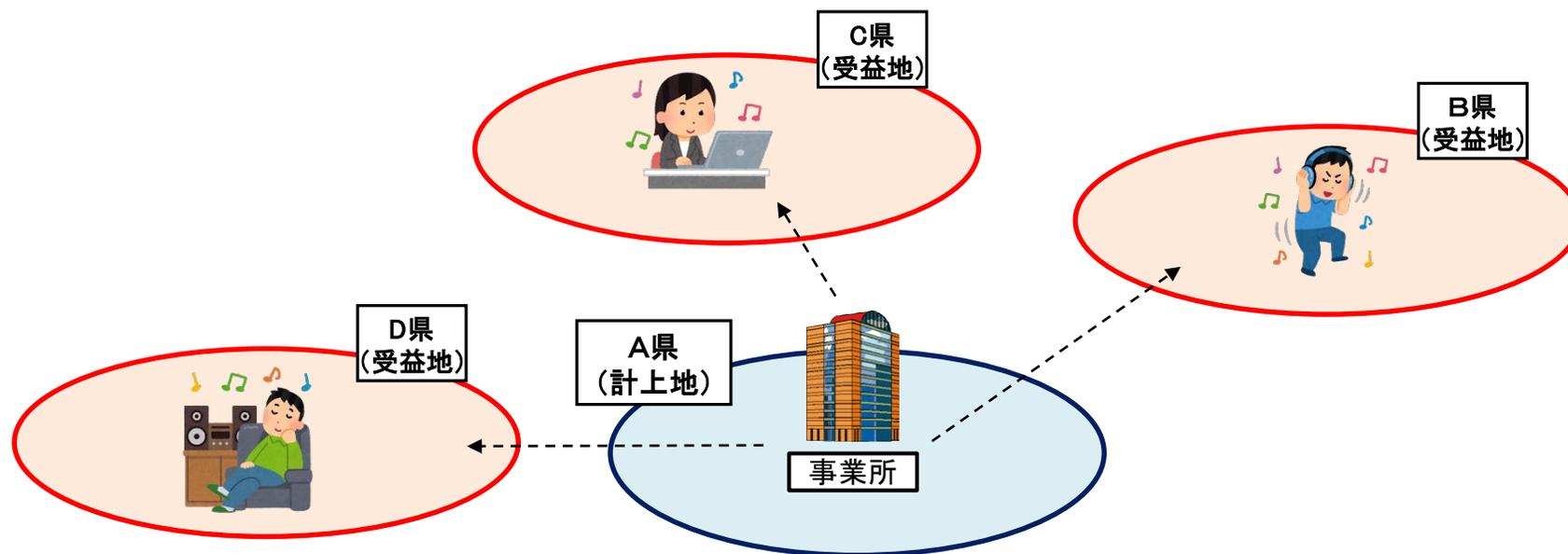


※ 上図のような大型店等においては、一定のインバウンド消費が行われていると考えられる。

サービス受益地と統計計上地が異なるケース

(例)情報通信業について (※H27年度改正により除外済み)

情報通信業については、インターネットで音楽や映像等を配信する業種などが含まれており、それらは事業所の所在地に売上げが計上されるため、サービス受益地と統計計上地との間にズレが生じている。



非課税取引の取扱いについて

非課税取引については、地方消費税の清算基準に用いるべき消費に相当する額は、課税仕入額(中間投入額)とするべき



消費税の非課税部分が含まれているものについては、見直しが必要ではないか

『地方消費税の清算基準に関する研究会報告書』(平成20年4月)《抜粋》

4 研究会における問題意識と検討の視点

(1)『統計対象部分6/8』の検証

<問題意識・検討の視点>

地方消費税の清算基準においては、「消費に相当する額」のうち6/8は、「小売年間販売額」及び「サービス業対個人事業収入額」という統計から直接把握できる消費の額が用いられている。しかしながら、現在用いられている統計には、統計の性格上一定の限界があることから、地方消費税の清算に必要な「最終消費額」とは必ずしも一致していない部分があるのではないかと問題がある。具体的には、下記について、過大又は過小に算入されているのではないかとこの視点から検討を行う。

ア 統計の対象となっていない部分

②非課税部門への中間投入額

消費税の非課税部門における最終消費者への売上額は、消費者に税が課されていないことから清算の基礎とするべきではないが、非課税事業者自身は仕入れの段階で消費税を支払っており、その消費税の額は控除できないことから、いわば消費税の負担という面において「最終消費者」といえる。したがって、非課税部門への中間投入額も清算の基礎とするべき消費といえる。

イ 統計の対象で消費税の非課税対象部分

消費税には非課税とされる取引があるが、サービス業基本統計において調査の対象となっている部門がある。